

令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画について

企画県民部ビジョン局ビジョン課

1 趣 旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に関し、令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 今回報告する計画 ※次頁以降に計画の概要記載

(1) 既存計画を改定するもの(21計画)

① 現在、議決対象に指定されているもの(5計画)

- | | |
|---------|---------------------------|
| [企画県民部] | ・21世紀兵庫長期ビジョン |
| [健康福祉部] | ・兵庫県健康づくり推進プラン |
| [県土整備部] | ・まちづくり基本方針
・兵庫県住生活基本計画 |
| [教育委員会] | ・兵庫県スポーツ推進計画 |

② 現在、議決対象に指定されていないもの(16計画)

- | | |
|---------|---|
| [健康福祉部] | ・ひょうご障害者福祉計画
・食育推進計画
・食の安全安心推進計画 |
| [農政環境部] | ・新ひょうごの森づくり
・鳥獣保護管理事業計画
・特定鳥獣管理計画(シカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマの4種の計画)
・獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画
・兵庫県地球温暖化対策推進計画
・化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画
・兵庫県分別収集促進計画 |
| [県土整備部] | ・踏切すっきり安心プラン
・兵庫県高齢者居住安定確保計画 |
| [教育委員会] | ・県立高等学校教育改革実施計画 |

(2) 新規に策定するもの(1計画)

- | | |
|---------|--------------------|
| [県土整備部] | ・兵庫県マンション管理適正化推進計画 |
|---------|--------------------|

計 22計画

令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画

1 既存計画を改定するもの (21計画)

(1) 現在、議決対象に指定されているもの (5計画)

所管部局	計画名称	期間	内容	策定・改定期
企画課 民部	21世紀兵庫長期ビジョン 期間：定めなし ※概ね10年ごとに見直し	期間の定めなし (2050年頃を展望)	県民誰もが共有する兵庫のめざすべき将来像を描き、県政全般にわたる基本方向を示す指針 ・めざすべき兵庫の将来像、実現に向けた基本姿勢、取組の方向性 等	R4.3
健康福祉部	兵庫県健康づくり推進プラン 期間：H29～R3	R4～8 (5年)	本県の健康づくり・疾病予防施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針となる計画 ・健康づくり施策に関する基本方針、分野別方針、取組方針 等	R4.3
県土整備部	まちづくり基本方針 期間：定めなし ※概ね10年ごとに見直し	期間の定めなし	本県のまちづくり施策の総合的な推進を図るための基本的な指針 ・まちづくり施策に関する基本理念、地域区分ごとに示す将来像、取組方向 等	R4.3
	兵庫県住生活基本計画 期間：H28～R7 ※5年ごとに見直し	R3～12 (10年)	本県の課題に対応した住宅政策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針となる計画 ・住宅施策に関する各分野の目標、重点施策の方向性、住宅等の供給方針 等	R4.3
教育委員会	兵庫県スポーツ推進計画 期間：H24～R3	R4～13 (概ね10年)	本県のスポーツ推進施策の指針となる考え方や方向性を示す基本計画 ・スポーツ推進施策に関する基本理念、政策目標、施策目標 等	R4.3

(2) 現在、議決対象に指定されていないもの (16計画)

所管部局	計画名称	期間	内容	策定・改定期
健康福祉部	ひょうご障害者福祉計画 期間：H27～R3	R4～8 (5年)	障害者基本法に基づくもので、ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針、少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画として、障害者福祉施策の具体的な推進方針を示す実施計画 ・サービス供給体制、施策の方向性、具体的取組 等	R4.3
	食育推進計画 期間：H29～R3	R4～8 (5年)	食育基本法及び食の安全安心と食育に関する条例に基づく、食育に関する施策を推進するための実施計画 ・重点課題、取組の柱、数値目標、施策・事業 等	R4.3
	食の安全安心推進計画 期間：H29～R3	R4～8 (5年)	食の安全安心と食育に関する条例に基づき、食の安全安心施策の具体的な推進方針を示す計画 ・重点課題、取組の柱、数値目標、施策・事業 等	R4.3
農政環境部	新ひょうごの森づくり 期間：H24～R3	R4～13 (10年)	ひょうご農林水産ビジョンの下位計画として、県民の共有財産である森林を適正に維持管理していくための事業計画 ・間伐の徹底や里山林の再生、森林ボランティアの育成等の施策と目標値 等	R4.3
	鳥獣保護管理事業計画 期間：H29～R3	R4～8 (5年)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、国の基本指針を踏まえ策定するもので、兵庫県環境基本計画の下位計画として、野生鳥獣保護及び管理に関する事業を推進するための実施計画 ・鳥獣の捕獲等の許可、鳥獣の飼養・販売等の規制、鳥獣保護区・休猟区に関する事項 等	R4.3

所管部局	計画名称	期間	内容	策定・改定期
農政環境部	シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシシ管理計画 ツキノワグマ保護計画 期間：H29～R3	R4～8 (5年) ※特定鳥獣管理に関する4種の計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、県鳥獣保護管理事業計画を踏まえ策定する、生息数が著しく増加した鳥獣の管理に関する計画 ・対象区域、保護管理の目標に関する事項 等	R4.3
	獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画 期間：H23～R2 ※期間・策定期間は国方針	R3～12 (10年)	獣医療法に基づき、国の基本方針を踏まえ策定する、適切な獣医療を提供するための体制整備等の方向性を示す計画 ・診療施設・診療機器の整備目標、獣医師の確保目標 等	R4.3
	兵庫県地球温暖化対策推進計画 期間：R3～12 ※国目標引上げを受け改定	R3～12 (10年)	地球温暖化対策推進法及び気候変動適応法に基づくもので、兵庫県環境基本計画の下位計画として、県内の温室効果ガス排出抑制等のための施策を定める計画 ・温室効果ガス削減目標、再エネ導入目標 ・気候変動等を踏まえた適応策 等	R4.3
	化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画 期間：H26～R1 ※期間・策定期間は国方針	R2～6 (5年)	水質汚濁防止法に基づき、国の総量削減基本方針に則して策定するもので、兵庫県環境基本計画の下位計画として、閉鎖性水域における水質汚濁の発生源別対策等の施策を定める計画 ・汚濁負荷量の削減目標量、達成のための方途、その他、総量削減に関し必要な事項 等	R4 年中
	兵庫県分別収集促進計画 期間：R2～7 ※期間・策定期間は国方針	R5～9 (5年)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき策定するもので、兵庫県廃棄物処理計画の下位計画として、県民・事業者等による容器包装廃棄物の分別収集を促進する施策を定める計画 ・分別収集の目標、収集量向上に係る具体的方策	R4 年中
県土整備部	踏切すっきり安心プラン 期間：R1～5 ※国の点検等踏まえた中間見直し	R1～5 (5年)	ひょうご社会基盤整備基本計画の下位計画として、踏切での渋滞解消・安全確保等を推進するための計画 ・踏切の拡幅(歩車分離)、道路の立体交差、注意喚起のためのカラー舗装など各種対策、対象踏切 等	R4.3
	兵庫県高齢者居住安定確保計画 期間：H28～R7 ※期間・策定期間は国方針	R3～R12 (10年)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、国の基本方針を踏まえ策定するもので、兵庫県住生活基本計画及び兵庫県老人福祉計画の下位計画として、県の高齢者向け住宅施策の方向性を示す計画 ・高齢者の住まい・在宅福祉サービス等に関する重点施策の方向性、成果指標 等	R4.3
教育委員会	県立高等学校教育改革実施計画 期間：H21～H26 ※期間以降も継続して推進	期間未定	ひょうご教育創造プランの下位計画であり、県立高校の魅力づくり、望ましい規模と配置、入学者選抜制度・方法の改善など、教育改革を推進するにあたっての事業実施計画 ・県立高等学校における教育改革の方向性、推進計画 等	R4.3

2 新規に策定するもの(1計画)

所管部局	計画名称	期間	内容	策定・改定期
県土整備部	兵庫県マンション管理適正化推進計画	R4～13 (10年)	マンション管理の適正化の推進に関する法律に基づき、国が定める基本方針を踏まえて策定するもので、兵庫県住生活基本計画の下位計画として、マンション管理の適正化を図るための施策等を定める計画 ・老朽化・管理人材不足のマンションの維持管理・再生、良好な居住環境の確保を適正に推進するための施策・目標値 等	R4.3

3 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条に基づき、議決対象外の計画

<行政内部の管理に係る計画>

- ・ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画（R4～6）（改定）【R4.3改定予定】

ユニバーサル社会の実現に向け、県職員自らが率先して取り組む県民サービスや、多様な主体へ取組を拡げる率先プロジェクトなどの具体的な行動を定めた計画

<特定の地域を対象とする計画>

- ・瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（改定）（H28～R8）【R4 年中改定予定】

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、国の基本計画を踏まえ策定する、県域の瀬戸内海において実施すべき施策を示す計画

- ・栄養塩類管理計画（策定）（期間検討中）【R4 年度前半策定予定】

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、栄養塩類を適切に増加させるための汚水処理等の方策・目標値等を示す計画

- ・但馬地域公共交通計画（R4～13）（改定）【R4.3策定予定】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、国、県、市町、交通事業者等と連携して策定する但馬地域の実情に応じた公共交通の方針を定めた計画（策定主体：県、但馬5市町）

- ・河川整備基本方針（策定）（期間の定めなし）【R4 年中策定予定】

河川法に基づき、水系ごとに、河川管理者である知事が定める長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針（天上川、住吉川、石屋川、泊川の4計画）

- ・河川整備計画（改定・策定）（概ね20～30年）【R4 年中策定予定】

河川法に基づき、水系ごとに、河川管理者である知事が定める、今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や、河川整備の内容を定めた計画（改定：市川、洲本川、策定：天上川の3計画）

- ・尼崎西宮芦屋港港湾計画（R4～19）（改定）【R4.3改定予定】

港湾法に基づき、尼崎西宮芦屋港の開発、利用及び保全の方針と、取扱可能貨物量、港湾施設の規模及び配置、港湾の環境の整備等に関する事項などを定めた計画

<計画期間が5年未満の計画>

- ・ひょうご・データ利活用プラン（改定）（R4～6）【R4.3改定予定】

官民データ活用推進基本法に基づき、県民の創造的活動の発揮、産業のイノベーション創出、多様で質の高い暮らしの実現などへのICT・データ利活用を総合的に推進するための計画

- ・地域安全まちづくり推進計画（改定）（R4～6）【R4.3改定予定】

地域安全まちづくり条例に基づき、地域安全まちづくり活動に対する県の支援施策を実施するための計画

- ・兵庫県循環器病対策推進計画（策定）（R3～5）【R4.3策定予定】

脳卒中、循環器病対策基本法に基づき、健康寿命の延伸、循環器病の年齢調整死亡率の減少に向けた施策を計画的に推進するための実施計画

(参考) 他の条例で議会の議決に関する事項が別途規定されているもの

・兵庫県行財政運営方針（改定）（R1～10）【R4.3 改定予定】

行財政の運営に関する条例に基づき、行財政運営の基本的な方向、財政指標・目標、組織、職員、行政施策、公営企業、公社等、自主財源、その他の事項に関する取組の方向などを定めた計画

(参考) 基本計画条例における議決対象計画

21 世紀兵庫長期ビジョン

兵庫県地域創生戦略

少子高齢社会福祉ビジョン

ひょうご 21 世紀交通ビジョン

ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

兵庫県環境基本計画

ひょうご教育創造プラン

ひょうご農林水産ビジョン

兵庫県健康づくり推進プラン

兵庫県スポーツ推進計画

まちづくり基本方針

ひょうご経済・雇用活性化プラン

ひょうご社会基盤整備基本計画

芸術文化振興ビジョン

ひょうご子ども・子育て未来プラン

兵庫県男女共同参画計画

ひょうご多文化共生社会推進指針

兵庫県住生活基本計画

兵庫県国土利用計画

兵庫 2030 年の展望